

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして 特大号 ¥200

発行 ■NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動):Pacific Campaign for Disarmament and Security
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org
編集責任者 ■梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

第200号 紙面刷新に寄せて

梅林宏道

『核兵器・核実験モニター』は1995年7月15日に創刊された。それ以来、8年有余、ほぼ月2回のペースで発行され続け、いま200号を迎えた。しかし残念なことに、核兵器廃絶への前途は開けず、本誌はますます必要とされる情勢の中に置かれている。とりわけ、2005年の核不拡散条約(NPT)再検討会議に向かって大きな役割が求められている。

核兵器を巡る問題の質は大きく変わった。究極の暴力である核兵器によって世界の一極支配の頂点に立った米国が、不意打ちの核攻撃の恐怖に曝される状況が登場したのである。米国民が、いま取りつかれている一番の不安の一つはこれである。抑止論が事実上崩壊し、核兵器の禁止を渋ってきた保有国に、拡散の結果が襲いかかろうとしている。そして、その芽を摘むことを大義とする戦争が始まった。核兵器は、抑止の兵器から、報復の潜在的兵器となり、やがて再び使用される兵器となろうとしている。

この状況に関して、私たちの住む東北アジアは当事地域の一つであった。ここには厳しい政治環境が生み出された。日本には、好戦的文化が頭をもたげている。朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の核兵器開発問題がイラク戦争と重なって作り出した風景は、一口に言えば戦争への坂道が見え隠れする風景である。本誌は早くから、核兵器に対する日本のごまかし政策は、日本の安全保障政策の致命的な鍵を握る基本問題であり、同時に現実問題であると考えてきた。だからこそ、政策の具体性を追跡し、国際政治の中における拳動を監視し、日本の安保政策全体の中において批判してきた。ヒロシマ・ナガサキを背負った日本には、まだ後戻りする糸口が残されているという確

信に支えられながら。

『核兵器・核実験モニター』にとって、アジアの地域安全保障問題は、核兵器廃絶の課題と不可分の問題であり続けた。しかし、正直なところ、その一体性を理解してくれる人は、ときに苛立ちと無力感を覚えるほど遅々として増えないように感じられた。平和運動圏において、それは切実であった。東北アジア非核地帯が、「新ガイドライン」体制への具体的代替構想であるという議論は、今やっと根つき始めているように思われる。2005年NPT再検討会議に向かって、この視点はますます重要になる。

200号を契機に、『核兵器・核実験モニター』は、より大胆にこの溝を埋める課題に挑戦したいと思う。軍事力によらない地域安全保障にかかわる諸問題を、市民が関与しうる「リアル・ディプロマシー(現実外交)」と「リアル・ポリティクス(現実政治)」の問題として最新の資料を提供し、論じ、提案し続けたいと思う。

その意気込みを込めて、題字に「軍事力によらない安全保障体制の構築を目指して」と副題を加えた。また、信頼性をもってカバーできる情報ウイングを広げるために、米軍基地問題に詳しい田巻一彦さんに編集責任者に加わって頂くことになった。編集力量は倍増される。

『モニター』の購読料と会費が、ピースデポの財政基盤である。紙面刷新が財政基盤の強化につながるよう、皆さまのご支援を心からお願いしたい。

記念特大号

米「海外基地の見直し」公式に開始
...問われる日本の安保政策
米「新型核兵器開発」が法律に
戦闘機部隊を解体=ニュージーランドの国防政策転換から何を学ぶか？
弾道ミサイルの国際管理は可能か？
...ICOC(国際行動規範)の現在

「惑星アメリカ」の月になるな

協調的安全保障へ、自主外交の好機

11月25日、ブッシュ米大統領が正式の声明を発表して、米軍の海外軍事力態勢の見直しについて公式の動きが始まった。再編を突き動かしている論理は、2001年「四年期国防見直し(QDR)」に明記されている。再編自身は長いプロセスとなるであろう。しかし、この米政府の動きは、米議会で始まっている2004年の二つの重要な動きに影響されて進行する。結果は日米安保体制、とりわけ沖縄の米軍基地問題に大きなインパクトを生むことが必至である。在日米軍基地は、日米安保条約と無関係な「惑星アメリカ」を支える基地であることが、ますます明確になる。それでも「基地天国」日本を続けるのだろうか。

ブッシュ声明

12月25日の大統領声明の全訳を、資料1(下の囲み)に掲げた。この声明には二つの重要なポイントがある。一つは、今回の米軍の海外軍事力態勢の見直しは、米国の「新しい脅威」に対抗するための「軍転換」(force transformation)の一環であること、もう一つは、見直しに当たっては、友邦・同盟国や議会と密接な協議を行うことである。

軍転換の経過と内容については、本誌でも取り上げてきたが、詳しくは拙著「在日米軍」(岩波新書)を参照していただきたい。情報技術(IT)を起爆剤とした「軍事における革命(RMA)」によって米軍は大きな転換を遂げようとしている。これまでの物量思考から脱皮し、「能力ベース」の軍隊を目指す。さらに軍別(陸・海・空・海兵)思考から脱し、統合軍による新しい戦争概念を開発する。そのようにして、機敏で柔軟性に富む新しい軍隊に見合った海外配備態勢を敷こうとしているのである。ブッシュ声明を受けて、ラムズフェルド国防長官は、その日の記者会見

で、「数ではない。能力だ」と断言している。

軍転換に見合った新態勢の構築には、制服組の抵抗、基地の地元利益を抱える議会の抵抗、そしてとりわけ米国の友邦・同盟国の抵抗が予想される。例えば、すでにロシアは、西ヨーロッパNATO(北大西洋条約機構)の米軍基地が、拡大されたポーランドに移ることがあれば、ロシアの懸念材料となるという警告を発している(『モスクワ・タイムズ』11月27日)。ブッシュ政権には、これまでの単独行動に対する幾ばくかの反省がある。大統領声明が、海外軍事力の新態勢の構築には、利害勢力との協議を重ねてゆくことを強調しているのは、そのような事情を反映している。国内向けには以下に述べるような議会の動きに対する融和と牽制という両方の狙いがあると見るべきであろう。

米国議会の動向を見る前に、米軍の日本を含む東北アジアへの基本的立場を整理しておこう。

東北アジアは配備過剰

海外配備態勢の見直しの必要性は、ブッシュ政権が

資料1

大統領声明

米大統領府 2003年11月25日

冷戦の終結以来、わが国、わが友邦、わが同盟国を脅かしていたかつての脅威に代わって、ならず者国家、世界的なテロリズム、そして大量破壊兵器に関係した、より予測不可能な危険が登場した。われわれは、この変化に対応するために国防の転換に積極的に取り組んできた。制服軍の転換にわれわれは今後も前進を続けるであろうが、一方において、この新しい挑戦によりよく対処するために、わが軍事力の世界的な態勢を再編するこ

とが必要になっている。

本日を起点に合衆国政府は、わが海外軍事力態勢の今後の見直しに関して、議会と、また友邦、同盟国、そして海外のパートナーと協議を強化するであろう。われわれは、新しい安全保障環境に最善に対処するのに最も適した場所に適切な軍事能力を配置することを、確保するであろう。

合衆国の国家安全保障は、わが友邦、同盟国、そして世界中のパートナーの安全保障と密接につながっている。したがって、この見直しは現存の関係の強化と合衆国の防衛誓約の効果的な履行能力の向上に役立つであろう。この目的に合致するように、われわれは、(見直し過程への)友邦や同盟国の全面的な参加を求めるであろう。また、この見直しから生まれるいかなる構想

や調整も、必然的に包括的で財政的に可能なものでなければならないので、見直しは米国議会との緊密な協議のもとに行われるであろう。12月初めのNATO閣僚会議において、パウエル国務長官とラムズフェルド国防長官が、われわれの努力についてより詳しく説明するであろう。その後、合衆国の高官チームがヨーロッパ、アジア、その他の首都で協議を開始するであろう。

自由国家の集団的安全保障は、いまや、近代的軍事能力と安全保障協力にかつてなく依存している。十分な転換を遂げ強化された海外軍事力の態勢が、平和と自由という共通の主義のために効果的な集団的行動をとるといふ米国の誓約を確かなものにするであろう。(訳:ピースデポ)

2001年9月末に提出した「四年期国防見直し(QDR)」に明記されている。その第4章は「米軍の世界態勢の再編」に当てられていることに示されているように、今回の見直しの基本路線はこのQDRに示されている(本誌150号、2001年11月1日)

米軍基地の海外分布を考えると時の考え方として、「能力ベース」という概念が基礎になる。「米国にとっての今後の脅威は、誰が脅威であるかという予測はできないが、どんな能力を持っているかは予測できる」という認識である。QDRには次のように書かれている。

「合衆国は、今後数十年において、どの国家、国家連合、非政府主体が合衆国の死活的利益や同盟国・友邦

の死活的利益を脅かすかを、確信をもって知ることはできない。しかし、敵が...使用する能力を予測することはできる。(13ページ)

この基本認識に基づいたときにも、米軍の海外プレゼンスが極めて重要であるという認識には何の変化もない。しかし、冷戦時代に作られた海外プレゼンスの世界的態勢は、もはや古くなっていることをQDRは具体的に指摘している。その一例が日本を含む北東アジアであり、そこではプレゼンス過剰であると指摘している。

「合衆国の海外プレゼンスは合衆国の利益と、それらの利益への予想される脅威に密接に関連している。しかし、西ヨーロッパと東北アジアに集中している現在の海

資料2

2004米国軍事建設歳出法

(Military Construction Appropriations Act, 2004)

HR2658、公法 (Public Law)108 - 132

2003年11月5日 米下院、HR2658・上下両院協議会案を承認

2003年11月12日 米上院、同案を承認

2003年11月22日 大統領、HR2658に署名。公法108 - 132

第128節

(a) 合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会

(1) 「合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会」を設立する(本節においては「委員会」と言う)

(2) (A) 委員会は次の8人より構成される。

(i) 2名は上院の多数派リーダーによって任命される。

(ii) 2名は上院の少数派リーダーによって任命される。

(iii) 2名は下院の議長によって任命される。

(iv) 2名は下院の少数派リーダーによって任命される。

(B) 委員会に任命される者は、合衆国の国家安全保障政策あるいは外交政策に相当な経験を有しなければならない。

(C) 委員会委員の任命は、本法発効後45日以内に行わなければならない。

(3) 委員は、委員会が存続する限りの期間を任期としなければならない。欠員が生じても委員会の権限に影響を生むものではないが、欠員は当初の任命と同じ方法によって埋められなければならない。

(4) 委員会委員の全員が任命されてから30日以内に、委員会は第一回会議を開かななければならない。

(5) 委員会は委員長の召集によって開かれる。

(6) 委員会の定足数は過半数とするが、それ以下の人数でも公聴会を持つことができる。

(7) 委員会は、互選により委員長と副委員長を選出する。

(b) 義務

(1) 委員会は、合衆国の海外軍事施設に係る事項の完全なる調査を行うものとする。

(2) 調査を行うにあたって、委員会は次のことを行うものとする。

(A) 合衆国外に前進配備しなければならない兵力数を評価する。

(B) 合衆国の海外軍事施設や訓練場の現状を、すべての永久基地や配備場所に対して吟味する。吟味の内容は、それら施設や訓練場の土地の状態や改善状況、必要などきにこのような施設や訓練場に使う追加的土地の入手可能性、などを含むものとする。

(C) 直接の金銭支払い、物納、その他の形を問わず、合衆国の海外軍事施設を理由として、外国から合衆国が受領する金額を特定する。

(D) 合衆国の海外軍事基地や訓練場の現在の構成が、国防総省の現在及び未来の使命 不足の事態、動員、将来の軍勢力の要請を含め、を履行するのに適切であるか否かを評価する。

(E) 合衆国の海外軍事施設の閉鎖や再編、あるいは新しい海外軍事施設の設立が実行可能か否か、また望ましいか否かを評価する。

(F) 委員会が適切と考えるならば、合衆国の海外軍事施設に関する他のいかなる事項も考慮、あるいは評価する。

(3) (A) 委員会は、委員会の見出した知見と結論を詳しく説明した報告書を、委員会が適切と考える立法措置や行政当局の施策に関する勧告と共に、遅くとも2004年12月31日までに、大統領と議会に対して提出しなければならない。

(B) (A) に特定された事項に加えて、報告書は、国防総省が現在と将来の任務を履行するための同省の海外配備戦略について、委員会による提言を含むものとする。

(c) 権限

(1) 委員会は、委員会が本節の履行にとって望ましいと考えるならば、公聴会を開催したり、時間と場所をとらえて調査や行動を起こしたり、証言を得たり、証拠を受理することが許される。

(2) 委員会は、委員会が本節の履行にとって必要であると考えるならば、連邦省庁から直接に情報を確保することができる。委員会委員長の要請があったときは、関係連邦省庁の長はそのような情報を提供しなければならない。

(3) 委員会の要請があったときには、総務庁長官は、委員会が本節の義務を履行するのに必要な行政的支援を、弁済を基本に委員会に提供しなければならない。

(4) 委員会は、他の連邦政府の省庁と同様の扱いと条件で合衆国郵便を使用することができる。

(5) 委員会は、役務や財産の無料提供や寄付を受けたり、利用したり、廃棄したりすることができる。

(d) 人事事項

(1) (X) 日給について 略

(2) (X) (X) 旅費、日当について 略

(B) (X) 委員とスタッフの軍用機利用について 略

(3) (A) 委員会の委員長は、公務員法や規則にかかわらず、1名の事務責任者及び本節の義務を履行するために必要な追加的な人員を任命したり終了させたりすることができる。事務責任者の雇用は、委員会の認可を得なければならない。

(B) 委員会は、委員会が義務を履行することを補助するスタッフを雇用することができる。(A) 項の事務責任者を含めて、委員会のスタッフの総数は12人を超えないものとする。

以上(訳:ピースデポ)

外プレゼンス態勢は、新しい戦略環境のなかで不適切である。(25ページ)

「西ヨーロッパと東北アジアを超えて基地や駐屯地を追加することに重点を置いて、世界の重要地域における米軍の柔軟性を増すよう基地システムを開発する。(26ページ)

メリハリを付ける

東北アジアの米軍基地は、過剰であるという認識を示しながらも、その重要性もまた同時に確認されている。つまり主要基地には、新基地への中継となるこれまでにないハブの役割を追加するという認識が述べられているのである。

「合衆国は、西ヨーロッパや東北アジアの重要基地を維持するだろう。それらの基地は、世界の他の地域における不測の事態に力を投影するためのハブという追加的な役割を果たすことになるであろう。(27ページ)

ここに述べられているハブ基地の概念は、まだ必ずしも明確に提出されていない。一つの手がかりとして、『ロサンゼルス・タイムズ』(2003年6月9日)が、国防省担当者とのインタビューで書いた海外基地の階層構造を示しておきたい。それによると、海外基地は、

ハブ(Hubs)

前進作戦基地(Forward Operating Bases)

前進作戦地点(Forward Operating Locations)

という階層構造で語られている。

ここから推定すると、主要基地はハブとして兵站、兵力供給の拠点基地であり、新しく「基地ではなくアクセスを」と要求されているシンガポール、ベトナム、北西オーストラリアなどは「前進作戦基地」であり、それよりさらに紛争地に近いアフガン周辺の中央アジア、イラク周辺やイラクの作戦基地は「前進作戦地点」ということになるのである。

日本の基地を考えた場合、米軍は横須賀を海軍のハブとして失いたくないと考えているであろう。沖縄をハブと位置づけるか「前進作戦基地」と位置づけるかは、まさに日本政府の姿勢にかかっていると考えられる。

三つの流れ

大統領声明に発する行政府の動きと並行して、米海外基地の再編に係る二つの動きが進行している。三つの流れを並記すると次のようになる。

1. 行政イニシャチブ
2. 米軍基地閉鎖再編05年ラウンド
3. 海外基地見直し委員会

まず、基地閉鎖再編2005年ラウンド(BRAC05)について説明する。BRACとは「Base Realignment & Closure」の頭文字である。本誌第181号に紹介したように、02会計年国防認可法で、冷戦終結に伴う第5ラウンドの米軍基地閉鎖・再編を05会計年(04年10月1日から)に実行する

ことを立法化した。国防省は、基地の合理化によって軍転換に回す予算を増やしたい一心であるが、地元利害から議会は強い抵抗を示してきた。04会計年国防認可法の審議過程で、下院がBRAC05を骨抜きにする法案を提出したのに対して、大統領が拒否権発動をほめかけたことは、本誌189号で紹介した通りである。結果的には議会の抵抗は成功せず、BRAC05は予定どおり実施される。

BRAC05は、米国内の軍事基地のみを対象とした閉鎖再編である。しかし、議会の圧力で、海外基地を放置したまま国内基地だけを整理することは許されない情勢である。国防長官は閉鎖・再編の選定基準を提出する際に、完全な世界的な軍事施設目録の提出を義務づけられている。また、海外基地の抱えている制約や将来の利用可能性を選定の際に考慮することが要求されている。

今後の具体的スケジュールは、今年12月31日までに、国防長官は閉鎖・再編の基準の案を議会などに提出する。そして、最終基準を04年2月16日までに提出しなければならない。

また、05年度予算説明文書のなかに、世界的な軍事施設目録を含めなければならない。これは、04年1~2月であろう。このようにして、本誌が発行される時期には、在日米軍は基地の現状に関する最終資料の提出を急いでいるか、それが終わった頃である。

海外基地見直し委員会

米下院がBRAC05を潰そうとして失敗したのと対照的に、米上院はもう少しスマートに行政をチェックする動きを提案した。上院の04会計年国防認可法案(S1050)は、「海外基地見直し委員会」の設置を定め、第三者による海外基地の評価の道を開こうとした。

この試みは、紆余曲折の末に「04会計年米国軍事建設歳出法(HR2658、公法108-132)の第128節として実を結ぶことになった。これは、在日米軍基地、とりわけ沖縄の基地の将来にとって極めて重要な法律である。そのほぼ全訳を、資料(3ページ)に掲げた。

同法によって「合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会」が設置される。それは、8人の専門家から構成され、(b)義務の項目に書かれているように、海外配備の兵力数の評価、海外軍事施設の現状調査、受け入れ国支援の実態調査、閉鎖・再編の可能性や拡充の可能性の調査などについて吟味しなければならない。それを実行するために、公聴会の開催や調査権限を与えられる。

つまり日本の基地の実態を米政策に直接に訴え、要求を反映させるための窓口が開かれたのである。沖縄基地負担の軽減を口にする日本政府の言葉が嘘でないならば、日本政府はこの機会を自主外交のチャンスに活かさなければならない。日本政府が当てにならないとしても、自治体、政党、市民レベルでのアプローチが可能である。軍事力ではなく、協調的安保の枠組みへの移行を主張する論理を据えて、「基地天国」日本をから脱皮

する好機である。

法律に書かれているスケジュールは次のようになる。まず、法案成立(11月22日)後45日以内であるから、04年1月13日までに委員が任命される。委員は2月12日までに第一回会議を開催しなければならない。そして、遅くて

04年12月31日までに勧告を含む報告書を議会と大統領に提出しなければならない。

ブッシュ大統領声明に発してラムズフェルドが牽引する海外軍事態勢の見直しは、議会が行うこの委員会と緊張をはらみながら進行することになる。(梅林宏道)

米新型核兵器の研究、法に

本誌前号で「2004会計年度国防認可法(HR1588)」に盛り込まれた米国の核兵器に関する注目すべき内容を紹介した。同法は11月24日に米大統領によって署名され、公法108-136となった。核実験準備、小型核兵器、バンカーバスターに関して法に何が書かれているのかを正確に理解していただくために、関係条項を訳出した。

する。ただし、必要に応じて機密扱いの付属書類を含めることができる。

〔強力地中貫通型核兵器〕

第3117節 強力地中貫通型核兵器の工学的開発 訳注参照 先しくはそれ以降の段階の着手のための議会承認

エネルギー省長官は、議会の明確な承認がない限り、強力地中貫通型核兵器の工学的開発段階 段階6.3 先しくはそれ以降の段階に着手してはならない。

訳注:エネルギー省の定義では、核兵器のライフサイクルの段階6.3は「開発エンジニアリング」である。第3116節、第3117節の「工学的開発」は同じ内容を意味していると考えられる。この段階以降に進むためには、議会の承認を必要とすることを定めている。本誌189号にライフサイクルを図示したものを再録する。(訳:ピースデポ、小見出しは編集部)

資料3

「2004会計年度国防認可法」 (HR1588、公法108-136)

抜粋

〔核実験再開準備期間〕

第3113節 合衆国の地下核実験再開のための準備態勢

(a) 要求される準備態勢 エネルギー省長官は、合衆国が18ヶ月以内に地下核実験を再開しうる準備態勢を2006年10月1日までに開始し、達成し、以後維持しなければならない。

(b) 準備態勢の定義 本節の目的のために、合衆国が18ヶ月以内に地下核実験を再開しうる準備態勢の達成とは、大統領が実験再開を指示した場合に、その指示の日から18ヶ月以内に実験を再開しうる能力をエネルギー省長官が獲得することを言う。

〔低威力核兵器〕

第3116節 低威力核兵器の研究開発禁止の撤廃

(a) 撤廃 1994会計年度国防認可法(公法103-160、107 Stat. 1946、42 U.S.C. 2121 note)を撤廃する。

(b) 解釈 小節(a)により行われる撤廃は、低威力核兵器の実験、調達もしくは配備を承認したものと解釈してはならない。

(c) 制限 エネルギー省は、議会により明確に承認されるまで、低威力核兵器の工学的開発(訳注参照)以降の

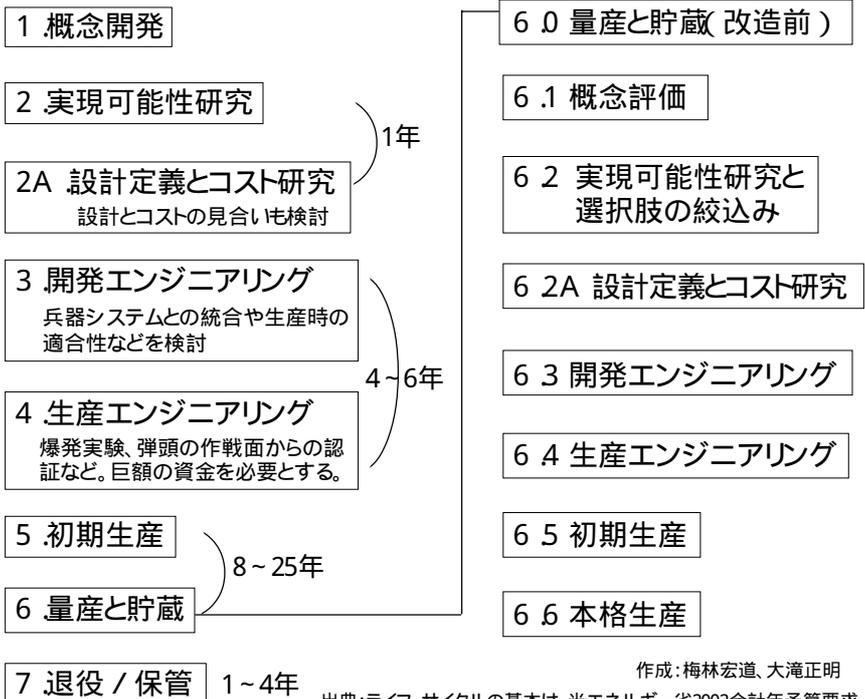
段階に着手してはならない。

(d) 報告 (1) 2004年3月1日までに、国防長官及びエネルギー省長官は、1994会計年度国防認可法3136節の撤廃が合衆国の不拡散に関する諸目的に対する影響の有無及び、これら諸目的を達成するための計画変更の必要性の有無について、連名の報告書を議会に提出するものとする。(2) 同報告書は機密扱いでない形式で提出するものと

米国核兵器のライフ・サイクル

新型核兵器

改造核兵器



作成:梅林宏道、大滝正明

出典:ライフ・サイクルの基本は、米エネルギー省2002会計年度予算要求(2001年1月)より作成。新型核兵器での所要年は、「核兵器データブック:第2巻(NRDC、1987年)からのもので、やや古いが参考までに掲げた。

今後の管理への足がかり

黒崎 輝

2002年11月25・26日に開催されたハーグ会議で「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範」(以下、ICOCと略称)が発効してから、1年余りが経過した。大量破壊兵器(生物・化学兵器及び核兵器)の運搬手段となる弾道ミサイルの拡散が世界の平和と安全に対する深刻な脅威とされている今日の国際状況において、ICOCは弾道ミサイル不拡散を国際規範にするための試みとして注目される。北東アジアにおけるミサイル問題を考える上でも参考になる。本号ではICOCの重要部分の抜粋(資料4)を掲載し、以下にICOCの成立の背景やその内容、北東アジアにおけるミサイル問題との関連性について若干の解説を加える。

冷戦終結後、弾道ミサイルが一部の保有国から多数の国や地域に輸出された結果、現在、50カ国近くの国が保有するに至っており、弾道ミサイルの拡散の脅威に対する世界の関心は高まっている。また、2001年9月11日の同時多発テロ後、大量破壊兵器が国会以外の主体の手に落ちる危険が現実の脅威として広く認知されるようになった。しかしながら、弾道ミサイル不拡散のための国際的枠組みとしては、例えば、輸出管理の調整を主眼と

したミサイル管理レジーム(MTCR)が存在するものの、核兵器の移譲、製造、取得を禁止した核不拡散条約(NPT)に相当する弾道ミサイルの不拡散に関する国際条約は、未だに存在しないというのが現状である。

このような状況において、1999年10月に開催されたMTCR会議の参加国は、弾道ミサイルの拡散を防止するための国際的な取り組みを拡大することで合意し、01年9月のMTCR会議で弾道ミサイル不拡散に関する国際行動規範の草案が取りまとめられるに至った。また、01年に入ると、MTCR不参加国をも交えた国際行動規範草案に関する協議が開始され、とりわけヨーロッパ連合(EU)が国際行動規範草案採択の促進に主導的な役割を演じた。そして、02年2月にパリで開催された国際会議に議論された改訂草案にさらに修正を加えたものが、ICOCとして同年11月のハーグ会議に出席した93カ国によって署名されることになった¹⁾。

以上のような経緯を経てハーグで発効したICOCは、前文と主文からなり、主文には弾道ミサイル不拡散のための原則、一般的措置、信頼醸成措置、組織運営について規定している。しかし、ICOCは、MTCR同様に国際条約ではないことに留意する必要がある。つまりそれは法的な拘束力を持たない政治的合意であり、参加国はICOCの遵守に合意しているが、それに違反した場合の結果については規定されていない。ICOCは、あくまでも弾道ミサイル不拡散を国際規範として確立するための第一歩に過ぎないのである。

資料4

弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範(ハーグ国際行動規範)

前文(省略)

- 1 この弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範(以下「国際行動規範」)を採択し、
- 2 以下の原則を尊重することを決意し、
 - a 大量破壊兵器を運搬可能な弾道ミサイル・システムの拡散を包括的に防止及び抑制し、「国際行動規範」を含む適切な国際努力を追求し続ける必要の認識
 - b 多国間の軍縮及び不拡散に関する諸々の仕組みを強化し、それらに対する支持を拡大することの重要性の認識
 - c 国際的な軍備管理、軍縮及び不拡散に関する規範を支持し、完全に遵守することが、諸国家の平和的な積重ねに関する信頼の醸成に役立つという認識
 - d この「国際行動規範」への参加は自発的ですがすべての国に開かれているという

認識

- e 国連総会で採択された「発展途上国の必要を格別に考慮した、全ての国の利益と関心のための宇宙空間の探査及び利用における国際協力に関する国連宣言」(決議51/122、1996年12月13日)に対する諸国の確約の確認
- f 諸国は平和目的のために宇宙から得られる利益を利用することから排除されるべきではないが、そのような利益を獲得し、関連した協力を行う際、大量破壊兵器を運搬可能な弾道ミサイルの拡散に寄与してはならないという認識
- g 宇宙打ち上げ機(SLV)計画は弾道ミサイル計画を隠蔽するために利用されるべきではないという認識
- h) 信頼を高め、弾道ミサイル及び弾道ミサイル技術の不拡散を促すための、弾道ミサイル計画及び宇宙打ち上げ機計画に関する適切な透明性措置の必要の認識

- 3 以下の一般的措置を実施することを決意し、
 - a) 「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」(1967年)「宇宙物体によつて引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約」(1972年)及び「宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約」を、批准、加入、またはその他の方法によって遵守すること。
 - b) 多国間、二国間、各国の努力を通じて、全世界的及び地域レベルで、大量破壊兵器を運搬可能な弾道ミサイルの拡散を抑制及び防止すること。
 - c) 大量破壊兵器を運搬可能な弾道ミサイルの開発、実験、配備につき、最大限可能な限り自制すること。それには、可能な場合には、全世界及び地域の平和と安全のために、国が保有する弾道ミサイルを削減することを含む。
 - d) SLV計画が弾道ミサイル計画を隠蔽するために利用されるかもしれないことを鑑み、他国のSLV計画に対する支援を考える際には、大量破壊兵器の運搬システムに寄与することを防ぐため、必要

ミサイル軍縮・禁止の視点は欠落

ICOCの内容について具体的にみると、その目的は「大量破壊兵器を運搬可能な弾道ミサイル・システムの拡散を包括的に防止及び抑制」(原則a)することにある(ただし、「大量破壊兵器を運搬可能な弾道ミサイル」の定義は規定されていない)。そして、ICOCは弾道ミサイル禁止を意図しているわけではないが、「大量破壊兵器を運搬可能な弾道ミサイルの開発、実験、配備につき、最大限可能な限り自制すること」を参加国に求め、「可能な場合には、全世界及び地域の平和と安全のために、国が保有する弾道ミサイルを削減することを含む」(一般的措置c)と述べている。この点は将来の弾道ミサイル軍縮の規範化、条約化の足がかりとなる可能性がある。

しかし、全体としてICOCは、持てる国のミサイル軍縮や禁止への視点を欠いている。また、ミサイル拡散の誘引ともなるミサイル防衛に対する言及もない。

ICOCは「国際的な軍縮及び不拡散に関する諸条約によって確立された規範や、これらの条約の下で負っている義務に反して、大量破壊兵器を開発または取得しつつあるかもしれない諸国の弾道ミサイル計画に貢献、支持、支援しないこと」(一般的措置e)を参加国に要求し

ている。つまり大量破壊兵器の不拡散とリンクさせながら、弾道ミサイルの不拡散を目指しているのである。

ICOCはまた、当然ながら宇宙打ち上げ機(SLV)日本で一般的に宇宙ロケットと呼ばれるもの計画を通じた弾道ミサイル拡散の防止を重視している。すなわち、ICOCは「SLV計画が弾道ミサイル計画を隠蔽するために利用されるかもしれないことに鑑み、他国のSLV計画に対する支援を考える際には、大量破壊兵器の運搬システムに寄与することを防ぐため、必要な計画を払うこと」(一般的措置d)を参加国に求めている。他方、ICOCは「諸国は平和目的のために宇宙から得られる利益を利用することから排除されるべきではない」(原則f)と述べており、宇宙の平和利用への諸国に関心に対する配慮も行っている。

さらに、ICOCは、弾道ミサイル計画やSLV計画に関する情報公開、弾道ミサイル及びSLVの発射の事前通報、二国間又は地域的な透明性措置といった信頼醸成措置について、参加国に実施を求めている。その狙いは、各国の弾道ミサイル計画やSLV計画の透明性を高めることを通じて、そうした国々相互の信頼を高め、弾道ミサイルの不拡散を促すことにある。また、「諸々の信頼醸成措置の実施は、これらの措置が適用される計画の正当化に資するものではない」(信頼醸成措置c)と明記されたことは重要である。

最後に、このような内容を持ったICOCについて、北東
8ページ上段へつづく→◆

な警戒を払うこと。

e)国際的な軍縮及び不拡散に関する諸条約によって確立された規範や、これらの条約の下で負っている義務に反して、大量破壊兵器を開発または取得しつつあるかもしれない諸国の弾道ミサイル計画に貢献、支持、支援しないこと。

4. 下記のものを実施することを決意し、
a)信頼を高め、大量破壊兵器を運搬可能な弾道ミサイルの不拡散を促す上で適切かつ十分に細部にわたった、以下のような諸々の透明性処置

弾道ミサイル計画に関して、

・弾道ミサイル政策の概要に関する発表を毎年行うこと。そのような発表で明らかにされるものとしては、例えば弾道ミサイル・システムに関する関連情報及び地上(実験)発射場がある。

・以下の と言及される事前通報の仕組みに従って宣言されたように、前年に発射された弾道ミサイルの数及び一般な種類の名称に関する情報を毎年提供すること。

使い捨てSLV計画に関して、商業上、経済上の秘密性の原則と一致す

るように、

・SLV政策及び地上(実験)発射場の概要に関する発表を毎年行うこと。

・以下の と言及される事前通報の仕組みに従って宣言されたように、前年に発射されたSLVの数及び一般な種類の名称に関する情報を毎年提供すること。

・(立ち入りが許容される程度の決定を含めて)自発的に、地上(実験)発射場への国際的な監視団員の招待を検討すること。

弾道ミサイル及びSLV計画に関して、

・弾道ミサイル及びSLVの発射及び飛翔実験に関する事前通報を相互に行うこと。こうした通報には、弾道ミサイル又はSLVの一般的な種類の名称、計画された発射通報を知る手段、発射区域及び計画された方向といった情報が含まれるべきである。

b)参加国は、適切なことだけれども、自発的に、前記の透明性措置に加えて二国間又は地域的な透明性措置をつくることができる。

c)前記の諸々の信頼醸成措置の実施は、これらの措置が適用される計画の

正当化に資するものではない。

5. 組織的側面

参加国は下記のものを行う決意である。

a)毎年あるいは参加国の合意に従い、定期会合を開催する。

b)出席する参加国の総意によって、実質面及び手続き面の全ての決定を行う。

c)これらの会合を、以下のような方法などを通じて「国際行動規範」の運用を定義し、再検討し、さらに練り上げるために利用する。

・「国際行動規範」の枠組みの中で、通報その他の情報の交換に関する手続きを確立すること。

・各国の発表から生じる問題、並びに/若しくは、弾道ミサイル及び/又はSLV計画から生じる問題の自発的解決のための適切な仕組みを確立すること。

・信頼醸成措置に関する提出物を収集、配布し、新たな参加国の署名を受領、発表し、参加国が合意した他の任務を行う。当面の中心的連絡国として、参加国の一方国を指名すること。

・考えられる「国際行動規範」の改正を含む、参加国が合意した他の方法。

(訳:黒崎輝)

アジアにおけるミサイル問題との関連で二つの問題点を指摘しておこう。一つは参加国の問題である。すなわち、中国、北朝鮮、韓国、ロシア、米国、日本の6カ国を考えると、日本以外は独自の弾道ミサイル計画を持ち、北朝鮮と韓国以外は進んだSLV計画を持っている⁽²⁾。これら6カ国うち、中国と北朝鮮はICOCに参加していない。これらはまた、MTCRIにも加盟していない。北東アジアにおいて弾道ミサイル不拡散の規範の定着が立ち遅れていることを示している。

もう一つの問題は、ICOCが、大量破壊兵器の運搬手段となる巡航ミサイルを規制対象としていないことである。米国とロシアは、北東アジアを含むアジア・太平洋地域で、核弾頭を搭載可能な潜水艦発射巡航ミサイルを配備しており、これに比べ米国の巡航ミサイルは、中国及び北朝鮮に対する軍事的脅威となっている⁽³⁾。したがっ

て、中国及び / 又は北朝鮮が巡航ミサイルを規制しないICOCを、大量破壊兵器の運搬手段の規制という観点からすると公平性に欠けるものとみなしていることは想像に難くない。そのことが、両国がICOCに参加しない一因となっていると推測することもできる。

ICOCが参加国を拡大し、実効性のある国際的合意として育てゆくか、またICOCを大量破壊兵器及び運搬手段の不拡散に関する国際体制の発展・強化に活かしていくかは、公平性や信頼醸成への有効性について、多くの努力が残されており、引き続き動向を見守っていく必要がある。

(1) Arms Control Today, January/February 2003, p.19; Stockholm International Peace Research Institute (SPRI) Web site, <http://projects.sipri.se/expcon/hcoc.htm>.

(2) 『モニター』182・3号、185号、186・7号、189号、191号。

(3) 『モニター』195号、197号。

第2回地球市民集会ナガサキ 第6分科会「核軍縮議員フォーラム」の報告

アラン・ウエア



11月23日、第2回地球市民集会ナガサキの中で「核軍縮議員フォーラム」が行われた。昨年7月に発足した「核軍縮議員ネットワーク・日本(PNND日本)」が初めて大衆の前に登場した集会であった。日本の二人の議員と海外の二人の議員が、着飾らず率直に噛み合った議論をした集会であった。以下に訳出したのは、フォーラムのコーディネーターの一人であったアラン・ウエア氏が、翌24日に発表したまとめの発言である。

議長団:

梅林宏道:ピースデポ代表

アラン・ウエア:核軍縮議員ネットワーク国際コーディネーター

講演者:

ダグラス・ロウチ上院議員(中堅国家構想(MPI)議長、カナダ)

キース・ロック議員(緑の党、ニュージーランド)

鈴木恒夫議員(自民党、日本)

中川正春議員(民主党、日本)

「核軍縮議員フォーラム」はピースデポ代表の梅林宏道氏によって開会された。梅林氏はこのフォーラムの目的は、異なる国の国会議員同士の間での対話を作り出すこと、そして国会議員と市民団体との対話を作り出すことであると述べた。日本では一般市民の中で核軍縮への支持が強いことに触れながら、梅林氏は、国会議員と市民社会の間の溝を埋めることで核軍縮は大きく進むだろうと抱負を述べた。

核軍縮議員ネットワーク(PNND)国際コーディネーターのアラン・ウエア氏は、政策を形成し、政府に説明責任を果たさせ、軍縮義務が確実に履行されるようにすることが議員の重要な任務であると述べた。ウエア氏はPNNDのことを紹介した。PNNDは世界40カ国250人以上の国会議員による国際的なネットワークで、議員たちの核軍

縮問題や国際的な軍縮の場における取り組みをサポートしている。

PNNDを設立した中堅国家構想(MPI)議長であるカナダのダグラス・ロウチ上院議員は、市民団体と国会議員の結束の偉大さについて、核兵器による威嚇や核兵器使用の非合法性に関する1996年の国際司法裁判所の判決に続いて行われたカナダでの核政策の協議プロセスを例にとり説明した。カナダ国会の外務委員会をまきこんだ協議や市民社会の各界が参加したカナダ国内18箇所で行われた一連の円卓会議は、政府がNATOの核政策の見直し過程を提案する原動力となった。ロウチ議員は、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンが提案している「新アジェンダ連合」の核軍縮プログラムの重要性、また国連や不拡散条約再検討会議において議員が果たしうる役割について話した。

ニュージーランドのキース・ロック議員はニュージーランドが非核兵器地帯になることに大きく貢献したニュージーランドの議員の役割について語った。また、南半球と周辺地域を非核兵器地帯にするために議会が果たしうる役割についても言及した。

PNNDの日本代表である自民党の鈴木恒夫議員は、

11ページ下段へつづく → ◆

ピースデポ 公開セミナー ニュージーランドは なぜ戦闘機を全廃 したのか

10月11日午後 報告
東京・総評会館

ニュージーランドの前国防副長官で、戦闘機の廃止を含む、国防政策の「専守防衛」への大胆な転換を主導したディック・ジェントルズ氏をゲストとして開いた公開セミナーには、約90人の市民が参加、「軍事力に依らない安全保障」の可能性と道筋をめぐって活発な意見交換が行われた。ここでは、ジェントルズ、鈴木伶子、前田哲男の各氏と田巻一彦の冒頭発言の要約を紹介して報告にかえたい。文責はすべて編集部。

ディック・ジェントルズ ニュージーランド前国防副長官

戦闘機部隊を解体
フリゲート艦の更新を中止
軍事力依存から「包括的アプローチ」へ

ニュージーランド国防政策の転換 - 日本への教訓は? -



1999年の政権誕生後まもなく、ヘレン・クラーク首相率いるニュージーランドの労働党政権は、老朽化の進むA-4スカイホーク戦闘機を、リースのF-16戦闘機と交替させる計画を中止しました。この計画は、前政権と米国のクリントン政権との間で約束されていたものでした。この決定に続いて、2001年4月には、内閣によって、空軍戦闘機部隊の解体が決定されました。これらの決定の持つ意味とは何だったのでしょうか。背後にはどのような政策があったのでしょうか。これらの政策は、ニュージーランドの国防政策の転換を意味しているのでしょうか。日本と東北アジアの安全保障状況にとって、ニュージーランドの経験が教訓となり得るのでしょうか。

背景

ニュージーランドは、比較的小さな島国で、日本と同程度の国土面積を有します。日本と同様、近代的で発展した、グローバル経済に組み込まれた国です。ニュージーランドが日本と異なっている点といえば、地理的な孤立です。最も近い大陸であるオーストラリアでも、1500キロの彼方にあります。近隣諸国といえば、南洋のポリネシアの島々です。

この地図は、ニュージーランドの人々が、自分たちの国の位置をどのように見ているかを表しています。皆さんが普段目にする地図上の大半を占める、アジア、アメリカ、アフリカ、ヨーロッパといった大陸が、この地図上ではすっかり消えています。地理的な孤立は、私たちに「安全」の認識を与えています。太平洋とは、私たちを守ってくれている巨大な堀なのです。

ニュージーランドは輸出主導経済として発展してきました。貿易がGDPに占める割合は、日本(18パーセント)を含む他の国々より先はるかに高い50パーセントにも達し

ます。私たちの国の繁栄は、貿易に依存しています。私たちにとって、人とモノの自由な移動のために、安定した国際環境はなくてはならないのです。ニュージーランドの総人口は400万人、日本の総人口の3パーセントに過ぎません。私たちのGDPは日本の1.6パーセントです。

ニュージーランドの国内向けの政策は、国防政策に明らかな影響を与えています。ニュージーランドが誇るべきものの一つに、全国民を対象とした社会保障システムがあります。当然これには費用がかかります。限られた財源をめぐり、国防や安全保障は、常に社会保障部門と競争関係にあるということになります。

ニュージーランドの国防・安全保障観に影響を与えている諸要素の中で最も特徴的なことは、国土防衛がこれまで安全保障の焦点となることがないという事実です。わずかな例外を除けば、ニュージーランドにはこれまで重大な軍事的脅威というものも存在しませんでした。貿易などの関係に影響を与える事態が、より重大な懸念事項として捉えられてきました。重大な軍事的脅威は、遠い海の向こうのものでした。また、そのような情勢ともなれば、ニュージーランド一国では対処しきれないものでした。そのような情勢は他の国々にも影響を与えているでしょうから、他国との協力のもとで集団的に対処することが最良の策と考えられてきました。かつて、それは英国でした。第2次世界大戦後は米国がニュージーランドの第一の同盟国になりました。二国間の同盟関係では、ニュージーランドは常に弱い立場にならざるを得ません。ニュージーランドが常に多国間主義を提唱・支持してきた理由がこれです。ニュージーランドは国連の創設国の一つであり、多国間主義こそが、国際情勢の中で小国が主張をする最良の方法だと考えているのです。



人々の心に根づいた非核政策

防衛に関して第2次世界大戦後に起こった最も重大な変化の一つが、1980年代半ばのロンギ首相の労働党政権の誕生でした。核兵器の廃絶のための戦いを前面に打ち出した非核法を制定したのが、この政権でした。ロンギ政権は、ニュージーランドの国防・安全保障政策が、ほぼ全面的に冷戦構造によって形作られたものであり、南太平洋における同国の置かれた環境にはほとんど関連のないものであるという見方をしていました。

1991年、労働党に変わって保守的な国民党が政権を奪取しました。政権誕生直後、新政権は、国防政策の見直しに着手しました。冷戦後の世界はさらに危険度を増し、危機が予告なく突発する。だから即応性のある軍隊を持つことが必要だと考えたのです。

国民党政権は、非核政策の撤回と同盟国との防衛協力の再構築に向けて努力しました。しかし、すぐに明らかになったことは、非核政策がニュージーランド人の心にしっかりと根付いており、神聖で犯すことの出来ないものであるということでした。この問題に踏み込むことは、政治的な意味での自殺行為に等しかったのです。

議会による見直し - 「2000年以後の国防」

1997年から99年にかけて、議会の委員会は、ニュージーランドの外交・国防政策の広範な見直しを行いました。この国防見直しの報告である「2000年以後の国防に関する調査報告 (Inquiry Into Defense Beyond 2000)」は、国民党政府による国防へのアプローチに非常に批判的なものでした。報告は、政府の国防アプローチがその場しのぎのものであり、情勢に対応していないと強く主張しました。安全保障上の利害関係と国防に優先順位をつけ、その優先順位に見合った軍構成を計画する、きちんとしたプロセスを策定するよう勧告しました。経済的、社会的、環境的な重要性にも重きを置いた、より広範な安全保障政策の一部としての国防政策を要求しました。

現在の政府は、1999年に政権に返り咲いた労働党政権で、上記の「2000年以後の国防に関する調査報告」を強く支持しています。政権誕生直後に国防政策の見直しを行った現政権は、2000年6月、「政府の国防政策の

枠組み (The Government's Defense Policy Framework) という文書を発表しました。

国防軍の再編成

政府は、政府の政策目標に合致し、長期的に持続可能なオプションを特定するための、広範な軍構成の見直しを行いました。この結果、政府文書「ニュージーランドのニーズに合致した近代的かつ持続可能な国防軍 (A Modern, Sustainable Defense Force Matched To New Zealand's Needs)」が2001年5月に発表されました。

再編成の主な内容は以下の通りです。

- (1) 統合的アプローチ: 統合作戦本部の設立および三軍本部の再構成。
- (2) 軍の近代化: 大隊規模で展開可能な陸軍。その基本は、新しい装備の輸送手段と一連の新しい装備を持った2つの軽歩兵隊。
- (3) 実用的な海軍: 現存する2隻のフリゲート艦の維持。しかしこれらの退役後、新たな戦闘艦は導入しない。代わりに、海上輸送が可能で南太平洋での他の作戦が行える多目的艦を導入する。その他に導入が予定されているのは、民間の海上・中距離パトロールや監視といった能力を持つパトロール艦です。
- (4) 空軍の任務の変更: 空軍の任務変更に関する主要な決定は、空軍戦闘機部隊を解体し、その他の老朽化した航空機やヘリを更新・改良するというものでした。
- (5) 確かな財政基盤: 財政的なコミットメントとして、給与の増額やその後10年以上続くことになる20億ドル以上に上る軍装備の購入費などをまかなうための予算の微増が含まれる。

国防政策見直しの論点

= 軍の有用性とリスク、コストを秤にかける

このような防衛政策に対して、国内外に少なくない懸念が生じていることを認識していた政府は、決定的な実行のために、周到で慎重かつ時宜を得た手順でこれを進めました。次のような手段が講じられました。

F16戦闘機のリース契約の見直し

ニュージーランドの海上監視活動に関する見な

ディック・ジェントルズ氏 略歴

リチャード(ディック)ジェントルズ氏は、1992年から2002年の間、ニュージーランドの国防副長官(政策・立案担当)を務めた。在任中、同氏は、防衛政策に関するいくつかの抜本的見直しを行った。氏が行った見直しの中には、国民党前政権が1997年に発表した国防白書などが含まれる。近年、ジェントルズ氏は、現在の労働党政権による防衛政策の策定においても重要な役割を演じた。

2000年6月に政府が承認した新しい「国防政策の枠組み」や、ニュージーランド国防軍の構成・装備調達計画に関する政府方針を概説した2001年5月の政府声明は、氏の努力によって生み出されたものである。

ジェントルズ氏は、ニュージーランドの軍事力を抜本的に検証する、数々の見直しを先導した。空軍戦闘能力を撤廃するという政府の決定に影響を与えた見直しもその一つである。

ニュージーランド国防副長官に任命される以前は、カナダ軍に所属しており、32年間の経歴の中で准将の地位を得ている。これ

までの任務には、カナダでの指揮幕僚や、NATO軍としてのドイツで2期の勤務などが含まれる。氏は、カナダ陸軍指揮幕僚学校およびカナダ国立防衛大学を卒業し、政治学の学位を持つ。夫人のベスさんはニュージーランド・オークランド出身である。夫妻は現在ニュージーランドの首都ウェリントンに住んでいる。

現在、ジェントルズ氏は、ニュージーランド社会開発省内の公共サービスの社会保障部門で、長期的な戦略プランニングの仕事に従事している。

おし

ニュージーランドの直面する安全保障上の課題を確定する戦略的見直し

外務省および通産省によるニュージーランドの安全保障政策上の課題に関する見直し

軍隊の構成に関して問題となるのは、国防軍の有用性を、「リスク」や「コスト」とどのようにトレードオフしているかということでした。ニュージーランドが直面する安全保障上の課題は、次の2つに大きく区分されます。一つは、起こりうる可能性は非常に高いが、「低レベル」で重大な危機とはならないもの。もう一つは、重大な危機である「高レベル」の不慮の事態だが、予測される将来に実際に起こる可能性は極めて低いものです。<表1>に示すとおり、リスクの種類によって求められる軍事力には大きな差があります。

政府は、妥当な水準の防衛費で維持できないほど国防軍が多くの能力に薄く広く手を広げすぎているという「2000年以後の防衛に関する調査報告」の結論を強く支持しました。政府は、維持できる能力の数を制限することを基軸とし、明確な優先順位を付けて行うというプロセスを打ちたてました。

これは、作戦の効果および財政の両方の側面にかかわる問題でした。政府が求めたのは、有用性が高く、また同時に費用の観点からも妥当な国防軍でした。政府は、保健・教育など社会保障の面で意欲的な構想を実施し

◆◀ 8ページからつづく

2002年7月の日本でのPNNDの結成を報告し、次期国会が始まったら、新しい議員のPNNDへの参加を促すつもりだと述べた。鈴木氏は日本憲法の平和条項を改正しようという日本の議員内の圧力について触れ、憲法の平和精神を維持することがいかに大切かを述べた。鈴木氏は新アジェンダ連合の行動計画の重要性を述べ、議会にそれを支持するよう働きかけると語った。

民主党の中川正春議員は、不拡散条約の重要性と核軍縮にむけて取るべき段階的な方策について話した。中川氏は核兵器国への影響力を強めるために日本が国連において他の中堅国家と一緒に働くべきだと述べ、特に日本が新アジェンダ連合を支持すること、国会内で新アジェンダ連合のプログラムが討議されることを奨励した。また、中川氏は北東アジア非核兵器地帯への支持を表明した。

会場からは核兵器廃絶長崎集会の実行委員会委員長の土山秀夫氏、元国会議員の今川正美氏をはじめとする多くの方からの質問や意見が寄せられた。

主な話題は、劣化ウラン、未臨界実験、イラク戦争への参戦、国連決議にたいする議員の関与、特に北朝鮮に関係する地域安全保障への日本の関与、新アジェンダ連合の軍縮プログラム、またPNNDと「平和市長会議」との関係などであった。

中川氏はそれらへの応答の中で、米国の一方的な手

<表1>

| 軍の再編成 - 現在の任務 vs 長期的リスク | | | | |
|-------------------------|--------|-----------|-------------|------|
| 「2000年以降の国防」に列挙された優先事項 | 発生の可能性 | 国家主権へのリスク | 戦闘能力と装備の必要性 | 所要経費 |
| NZの権益確保 (EEZと南太平洋を含む) | 高 | 低 | 低 | 低 |
| 平和支援活動 | 高 | 低 | 中 | 中 |
| 地域社会へのサービス | 高 | 低 | 低 | 低 |
| 法と秩序維持のための警察支援 | 中 | 低 | 低 | 低 |
| 集団的安全保障 | 低 | 中 | 高 | 高 |
| NZの防衛 | 低 | 高 | 高 | 高 |

ており、防衛費の大幅増加の余地はなかったのです。

空軍戦闘部隊の見直しにおいては、まず、老朽化していたA-4スカイホークが、想定されうどのような状況においても、重要な役割を果たすことはないものとみなされ、その結果、戦闘機部隊の解体が決まりました。もし、この部隊を維持するのであれば、A-4スカイホークは新しい機種であるF-16に交替させることになっており、これには、およそ10億ドルの資本投資が必要でした。空軍戦闘機部隊の解体は、防衛費を増加させずに、より優先順位の高いニーズに資力をまわすことを可能にする選択でした。ニュージーランドが現在、また予見可能な将来にお

法に対してはかなりの反対があること、単独行動主義や連合国の行動に対してこれまでにすでに非常に否定的になっている風潮が、今や、多国間主義や国際法に向かって変化する動きを見せていることを強調した。

鈴木氏は、日本は核兵器開発の潜在能力を持っているが、これに対しては強い反対があると述べた。また、国会で核兵器問題に関して、特に新アジェンダの提案のような核軍縮提案に関して、もっと議論をすべきだと述べた。

ロック氏は、米国市民は他の国々の軍縮への大胆な取り組みを支持しており、ニュージーランドの場合では、この支持のおかげでニュージーランドの非核状態に反対して米国政府が通商に圧力をかけたり、政治的な反撃をするには至らなかったと述べた。ということは、もし日本がもっと大胆に核軍縮を進めるならば、米国市民からの強い支持を得られるはずである。ロック氏は、議員が政府に働きかけ、核軍縮にむけて説明責任を果たさせる方法をあげた。その方法とは、外務大臣や軍縮大臣を招いて外交特別委員会で報告させること、国会で質問をすること、外務省(その他の政府各省)に対する議会による調査、そしてニュージーランドで組織されたような軍縮専門家顧問委員会の設立などである。

ロウチ上院議員は日本がカナダのような中堅国家や新アジェンダ連合と協力することがいかに重要であることを語った。そして、核の惨事を回避するために核軍縮に向かって行動する必要があることを強調し、「今こそ、その時である」と締めくくった。(訳:ピースデポ)

いて、国土を防衛するための空軍戦闘部隊を必要とするような軍事的な問題に直面することはないことが指摘されました。さらにニュージーランド政府が、同国の周辺や南太平洋内での低レベルの安全保障問題に対処するために、空軍戦闘機部隊を使うということはありませんという事でした。

安全保障環境が中期的・長期的には不確定であることから、空軍戦闘機部隊の排除に伴うリスクも認識されていました。しかし、ニュージーランドをどまなく環境から考えて、このような重大な脅威は、過去にそうであったように、多国間の枠組みの一端としては想定可能です。しかし、そのような状況においては、それぞれの国が「自分たちができること」で貢献すればよいのです。

ニュージーランドのような小国に期待されるのは、全面的な軍事力の保有ではなく、適切で、よく訓練され、装備がきちんとした軍隊による貢献です。きちんと維持管理できないほどの広範囲の軍事力を保持するということは、ニュージーランドのみならず他の同盟国の国益にも合致しないでしょう。政府は、空軍戦闘機部隊の維持がその場合に当てはまると判断したのです。

また、軍構成に関する決定は、政府の安全保障問題への包括的なアプローチを反映したものです。効果、費用、他の分野の政策との適合性などから、軍隊の有用性を他の政策手段と比較した上で評価するということがそこに含まれます。〈表2〉はこのアプローチをまとめたものです。

軍備管理と国際協調で安全を手にする

これまで常に、ニュージーランドは、軍備管理と軍縮を強く支持してきました。核兵器の保有および使用に反対を唱える指導的役割を担ってきたのみならず、通常兵器の軍備管理にも積極的に取り組んできました。この方針が、いろいろな形で国防政策に反映されています。地雷禁止条約など国連による軍備管理条約への支持がその一つです。他には、南太平洋においてはとわけ重要な問題となっている小型武器の拡散防止における役割があります。

軍備管理アプローチは、政府によって軍に課せられた他の任務の中でも明白に現れています。一つの例として、フランスの核爆発実験に対する抗議のために仏領

ポリネシアに向けて出航した民間の船団の護衛をしたことがあげられます。ニュージーランドの国連派遣団への貢献は、軍備管理ということと強く結びついています。一つの例が、イラクでの国連監視検査査察委員会チームへの人員の派遣です。ニュージーランドは地雷撤去に関する専門技術を持っており、地雷撤去が任務に含まれる国連活動のほとんどにおいて派遣が要請されています。

80年代に非核法を制定した主な理由は、冷戦時代に、核武装した同盟国との結びつきを理由にニュージーランドが潜在的な標的と見られることを避けるためでした。ニュージーランドは、他国に対する攻撃的な行動を開始できるほどの強力な軍事力を保有したことはありません。

近隣の太平洋の小国に対するニュージーランドの非攻撃的な姿勢は、南太平洋フォーラムでのつながりで強化された友好的関係と支援政策によって明示されています。南太平洋でのニュージーランド軍の展開は、不法操業の発見のために排他的経済水域の巡視の実施など、これらの国家の主権保護を援助するよう策定されています。また一方で、この地域内での平和維持活動に従事する場合には、太平洋諸国からの派遣団を含めることで信頼醸成を図っています。

第2次世界大戦後、ニュージーランドの国防政策は、私たちの運命に関する2つのまったく異なったビジョンの間を揺れ動いてきました。

一つは、ニュージーランドとその国益に保護の傘を提供する力を持つ大国と同盟を結ぶことが、ニュージーランドの安全保障にとっての最良の道であるとの考え方です。

このビジョンのもとで、私たちはSEATOなどの米国主導の試みに参加し、ANZUS条約に加入しました。このビジョンによれば、発展した西洋諸国の一部であるニュージーランドの運命は、米国や西側欧州諸国と手を結んで安全保障問題を共有することになります。

もう一つのビジョンは、世界の主要な安全保障問題から遠く離れた南太平洋の小国であるというニュージーランドの地政学的現実根付いたものです。私たちの国から遥か遠くで起こっている安全保障問題に対処することを主要な目的として組織された同盟関係は、私たちの安全保障における利益とは相反するものであると考えられています。同盟関係が存在するために、かえって安全保障上の諸問題に巻き込まれることになります。

このビジョンによれば、ニュージーランドの運命は、自国の安全保障問題に対処し、かつ近隣諸国の安全維持において意味のある役割を担う南太平洋の一国というものです。小国であるゆえに、国外における私たちの権益は、多国間主義を通じて対処されることが最良の方法となります。国際的な安全保障を管理する国連の役割を積極的に支持することがその中心となります。このビジョンはまた、経済・社会的側面や、外交、開発援助、軍備管理・軍縮支援政策、非核地帯イニシアティブなど、軍事力によらない政策手段を選択を考慮するなど、安全保障というものをより広い観点で見えています。

現在の国防政策は、後者の視点により近いものとなっています。このように、過去の政府が行っていた政策に回

〈表2〉

| 安全保障問題に対する政策ツールの選択 | | | | | |
|--------------------|-------|------|----------|----------|----|
| 政策ツール | 効果 | | 外交政策への影響 | 国内政策への影響 | 費用 |
| | 対症療法的 | 抜本的 | | | |
| 軍隊 | | またはx | | | 高 |
| 外交 | | | | | 低 |
| 軍備管理 | | | | x | 低 |
| 開発援助 | | | | | 中 |
| 貿易、その他のつながり | x | | | | 低 |

帰していることから、「転換」と言い切れるものではないでしょう。しかし、現政権のアプローチには、「転換」と呼ぶにふさわしい重要な要素がいくつか見られます。一つの要素は、重大であるが「起こる可能性の極めて低い」安全保障上の課題のために軍事力を持つことと、「起こる可能性の非常に高い」安全保障上の問題について「高い有用性」を持つ軍隊をデザインするという2つを、トレードオフ関係にするという現政権のアプローチです。伝統的には、軍隊というものは、脅威分析に基づいた「最悪のシナリオ」を想定して組み立てられるものですが、もはやそういう考えには立たないということです。

現在の政府は、喫緊に求められる役割を果たすようデザインされた軍隊を選びました。過去の国家間の大規模戦争というパターンに思考が慣れている人々は、これから先の安全保障環境が不確実であること理由に、このアプローチを危険視するでしょう。別の人々は、民主主義とグローバル化の拡大が国家間における戦争の可能性を低くしているポスト冷戦時代においては、このアプローチを現実的なものと判断するでしょう。どちらの見方が正しいのか、時が答えを出すでしょう。

日本への教訓=「包括的アプローチ」の重要性

ニュージーランドと日本の安全保障環境は非常に異なります。南太平洋に浮かぶ小国ニュージーランドは、安全保障における深刻な脅威に直面していません。一方、日本はさまざまな意味で大国です。日本は、世界の大国の利害関係が交差する北東アジアに位置し、国際社会が直面している最も危険な安全保障問題と見られている台湾、北朝鮮問題に直接的な影響を受けます。

しかし、国防・安全保障問題に関し、日本とニュージーランドにいくつかの共通項を見つけ出すことができます。一つの明白な例が、私たちの核兵器に関する考え方や廃絶促進に向けての協力姿勢です。私たちはまた、通常兵器の軍備管理問題や紛争の平和的解決に関しても共通の見解を持っています。私たちはともに、安全保障問題に対処するための多国間アプローチと国連の活動を支持しています。ニュージーランドは、日本が国連平和維持活動においてより大きな役割を果たしていることを歓迎しています。そして、これを日本とニュージーランド人が国際的な平和と安全の追求でともに働く好機としてとらえています。

日本でも検討に値すると思われる一つのアプローチが、より広い安全保障の観点に基づき、よく考えられた政策目標にしっかりと根付いた「シナリオに基づく計画(シナリオ・ベース・プランニング)」です。これは、状況に対処するための最良の手段および自衛隊、外交交渉、開発援助などの政策ツールを決定する上での合理的な基盤となります。これに関連して、軍備管理と軍縮により有効なツールとしての役割が与えられ、政策決定における存在感を増すかもしれません。

現実的な観点から、上記の教訓に、安全保障問題における「一つの政府」アプローチを組み合わせることによって、政府のサービスの効率や有用性を高めることが

できるのではないのでしょうか。ニュージーランドのように、コスト高のサービスの重複や沢山の部門に分かれた構造から生じる非効率性を回避しつつ、自衛隊により多くの有用性を与えることもできます。

私が考える最も重要な側面は、安全保障に関する政策決定において「包括的」アプローチをとることです。もし、国防と軍の側面のみで安全保障を考えるならば、国防と軍の問題点とその解決策しか見つけることができないでしょう。そのようなアプローチは、ほとんどの場合に対症療法にしかならず、根本的な問題の解決とはならないのです。

北朝鮮の核兵器とミサイルのことを考えてみましょう。当然のこのようにミサイル防衛の盾を作るという議論がおこっています。しかし、北朝鮮のミサイルを無効にしようとする行為そのものが、北朝鮮がさらに多くの、より高い性能を持ったミサイルを開発・配備するという結果を招きかねません。あとには古典的な軍備競争が続くのみです。なぜ北朝鮮がミサイルを開発・配備を最初の時点で考えたのか、その理由を探ることによって、根本的な問題の解決策を探し出すことができるかもしれません。ミサイル防衛システムそのものは持続可能な解決策ではないということです。

安全保障問題への「包括的」アプローチは、「人間の安全保障」の概念を発展させる機会を提供します。今年5月、人間の安全保障委員会が国連事務総長に提出した報告で指摘されているように、紛争と欠乏は深く結びついています。毎年8万人以上の人々が暴力によって命を落とします。28億人にも上る人々が貧困、病苦、無教育などの苦しみを受けているという事実がその背景にあります。国家はそこに住む人々のためにあり、その敵対物ではない、とコフィ・アナンは言っています。人間の安全保障はこのような認識に基づいています。

おわりに

「包括的」アプローチをとることは、日本への重要な教訓の一つとなります。安全保障とは、軍事面における脅威から自国を守ることだけではないということ認識する必要があります。「包括的」アプローチは、安全保障の課題をより広い視野で捉えること、そして経済・社会・環境といった安全保障における他の課題と軍事的課題のバランスをとることを可能にします。

日本でそのようなアプローチがとられれば、「人間の安全保障」の概念がさらに促進されることになるでしょう。これは、日本の安全保障を促進するだけでなく、国際的な安全保障に対する日本からの大きな貢献となるでしょう。これは日本の憲法で描かれた日本のあるべき姿と合致すると考えられます。

武力では 平和と命は 守れない



日本がアメリカに追随して、自衛隊をイラクに派遣しようとしている今、私のような普通の市民一人一人が声をあげて、素朴な平和への願いを訴えることが大事だと思っています。一人一人が、日本が武力によって立つのではなく、憲法によって立つ国であることを、素朴に求めることが必要なのです。

「武力でいのちは守れない」ということを、沖縄の歴史から学びました。沖縄戦の末期に、住民たちはガマと呼ばれる洞窟に逃げ込みました。その際、日本軍のいないシクムガマに逃げ込んだ人々は、米軍が攻めてきたときに降伏し、全員が助けられました。一方で、元軍人らがいたチビチリガマでは、米軍に抵抗するよういわれ、結果として全員が殺されました。渡嘉敷島などでは、軍人が住民に集団自決を迫りました。軍隊は住民を守りません。満州の例もそうです。

有事法制をめぐる最近の論議でも、自衛隊は敵と戦うことが任務だから、住民を守るものではない、住民を守るのは自治体の役目だということが公言されています。有事法制のもとでは、思想・信教は制限する、いざとなったら全員が協力するんだ、ということを昨年7月に福田官房長官が明言しました。つまり私たちの「人殺しに協力したくない」という素朴な願い、人間らしさが奪われるということになります。私は、武力では戦争の抑止にならないと考えます。外から攻めてくる敵から国を守ることが安全保障であるという考え方は、確かに冷戦時代は有効

だったかもしれませんが、しかし、冷戦の終結以後、世界の各地で紛争が起こっています。特に、9.11以後、状況は大きく変化しています。世界の市民が怯えているのは、起こる場所も時も予想できず、外交交渉によって防ぐことができないテロです。米国による、アフガニスタンやイラクへの攻撃は、何の根本的解決にもなっていません。テロはますます激化しています。私は人を無差別に攻撃するテロを認めることはできません。しかし、テロは差別のあるところ、抑圧されたところに噴出していると考えています。私はパレスチナに何度も行き、悲惨な状況を目の当たりにしました。世界に富や軍事力の不公平がある限り、それに苦しむ人たちは必死の覚悟でテロを行うでしょう。いかなる強大な軍隊もテロを根絶することはできないでしょう。それでは、命を守るものは何でしょう。

今、私は「人間の安全保障」というものに非常に興味を持っています。グローバリゼーションの結果、貧富の格差が増大し、不平等が広がっています。不平等や格差をなくすることが、その社会の安全を保障することになっていくでしょう。人間の命を守るためには、世界の人々が、国を超えて、一人一人を大事にする社会を求めていかなければなりません。アナン国連事務総長は、人々は「欠乏からの自由」「恐怖からの自由」を享受すべきであると語っています。国家の安全保障ではなく、人間の安全保障へと転換する時期なのです。

2002年度、テロ組織などとの戦いに2000億ドルが費やされたのに対し、エイズ対策には10億ドル、200分の1しか充てられませんでした。軍事費は最大の浪費です。昨年の世界の軍事費7940億ドルに比べて、最貧41カ国の債務総額は1690億ドルでした。軍事費の3分の1以下です。最貧国の人々の命を救う代わりに、巨額の軍事費が使われたのです。日本の憲法9条と前文は、いまの国際社会のモデルだと思っています。ですが、今の日本の状況はそれにまったく反するものです。非核のために努力をする、武力によらない平和のために努力をする。このことが、30年後、50年後に、歴史によって評価されるのではないのでしょうか。

自衛隊を「構造的に 非攻撃的な」自衛力 に転換しよう

●●●●●●●●●●●●●●●●



言うまでもなく、日本国憲法は、戦争放棄、陸海空軍の不保持、交戦権の禁止を規定していて、国家正当防衛権の軍事力の保持および行使を禁じています。憲法制定議会で、当時の吉田茂首相は、自衛戦争可能論を唱える共産党の野坂参三議員の質問にこう答えています。

「野坂議員は国家正当防衛権による戦争は正当なりとせらるるようであるが、私はかくのごときを認めることが有害であると思うのであります。近年の戦争は多く国家防衛権の名において行われたことは顕著なる事実であります。ゆえに、国家正当防衛権を認めることがたまたま戦争を誘発するゆえんであると思うのであります。」

吉田がここで述べた日本の将来の安全保障とは、国連による集団的安全保障を前提にする方向性でした。それは憲法前文と合致する共通の安全保障ないし協調的安全保障政策でありました。前文に続くすべてのメッセージは、今日語られる人間の安全保障を予告しています。したがって日本の防衛政策は国連による集団安全保障体制の確立に向けて策定されなければならず、小泉首相が言うような、アメリカによる海外派兵の要請に、憲法前文を根拠として使うのは明らかに誤っています。

このように、今日私たちが見ている日本の防衛政策と

は、憲法から導かれたものではなく、そのあと結ばれた日米安保条約のもとで、アメリカの軍事政策に従属して生まれたものであり、それが以後、日本の防衛政策の歴史と現状を刻んできたのだと理解できます。事実、1951年以降、安保の論議が日本の防衛政策を規定し決定してきました。冷戦期にあっては、反共・西側の一員、冷戦後のにおいては単独行動主義と先制攻撃論への加担、という立場です。

歴史を注意深く検討すると、憲法の規範作用が防衛政策の形成過程に残した痕跡を確認できます。例えば、1950年代に示された、国防の基本方針、自衛権発動の三要件がそれであり、そのもとで作られたいくつかの原則 - 非核三原則、武器輸出三原則、海外派兵禁止、集団的自衛権の不保持・不行使、原子力の平和利用、宇宙開発の目的限定 - がそうです。これらは安保同盟の暴れ馬を憲法が制御し、少なくとも振り落とされない程に制御した一定の成果だと言っていいでしょう。しかし、それらは9.11以降の新たな状況のもとで、今すべて消滅寸前の状況にあります。専守防衛政策もその一つです。なし崩しに崩されるのにまかせるか、なお再構築の可能性があるか、いまそれが問われています。

「専守防衛」と「基盤的防衛力」

専守防衛という言葉が最初に登場したのは、1970年の第1回防衛白書でした。そこでは、以下のように定義づけられています。「わが国の防衛は、専守防衛を本旨とする。専守防衛の防衛力はわが国に対する侵略があった場合に国の固有の権利である自衛権の発動により、戦略守勢に徹し、わが国の独立と平和を守るためのものである。したがって防衛力の大きさおよびいかなる兵器で装備するかという防衛力の質、侵略に対処する場合、いかなる行動をするかという行動の対処等、すべて自衛の範囲に限られている。すなわち、専守防衛は憲法を守り、国土防衛に徹するという考え方である。」白書は同時に、「自衛のため必要かつ相当のもの」「他国に攻撃的な脅威を与えないもの」を防衛力の限界として、保有が禁止される武器の例示も行いました。

これら記述および発言とともに注目すべきは、専守防衛という概念が70年前半の装備調達計画や防衛計画には実態的に影響を及ぼしていたということです。一例として、71年に配備開始された主力戦闘機F4Eファントムは純防衛的見地から核装備、爆撃装置、空中給油装置を取り外して導入されました。

1976年に策定され、最初の防衛計画大綱の基礎となった「基盤的防衛力構想」も専守防衛と現実政策の接点を考える上で重要だと思います。「基盤的防衛力構想」とは、従来の「脅威大綱論」すなわち日本に対し侵略を行う能力のある国を脅威とみなし、それに対抗する防衛力を建設する、いわゆる最悪シナリオ・最大対処の所要防衛力構想を否定し、脅威の量だけを考慮して防衛力の量を算定するのではなく、平時において十分な警戒態勢を採りうるという観点から防衛力の量を追求する考え方です。この防衛力構想は日米安保体制堅持、また、核

の傘に依存するという政策を前提としている点で、自立性を欠くものでした。とはいえ、明治以降、はじめて文民によって防衛構想がつけられた、その点において、さらに、専守防衛を基盤的防衛構想の要の位置においた点で画期的なものであったといえます。

危機に立つ「専守防衛」

専守防衛は、70年代まで、政策の中心や装備の徹底思想にある程度みることができましたが、80年以降、崩壊に至っていきます。第1に、78年の日米ガイドラインにおいて日米防衛協力の分野に日本以外の極東における事態における協力が設定されたこと。第2に、79年のソ連のアフガニスタン侵攻を受けて、ソ連脅威論の高まりがあったこと。第3に、80年代中期以降、中曽根内閣によって推進されたシーレーン防衛政策がありました。そして現在、第4の波、北朝鮮の脅威と海外派兵が押し寄せています。その勢いは97年の新ガイドライン以降、5つの自衛隊海外派遣法が制定されたことに現れています。これらの5法案はどこからみても専守でも防衛でもありません。最新版の防衛白書は、専守防衛に関する記述を残しているものの、70年白書と比べると定義が幅広くなり、また保有できない兵器についての記述もあいまい漠然としたものになりました。その上に、今年石破防衛庁長官の北朝鮮のミサイル基地を先制攻撃できるという先制自衛権発言がなされたのです。来年の防衛白書から専守防衛という言葉は消えるかもしれません。

専守防衛、基盤的防衛力を自衛隊の任務編成はもとより、装備兵器にまで明確に反映させることが必要です。自衛隊を構造的に非攻撃的な組織に転換させることができれば、日本にふさわしい、憲法とも釣り合う安全保障政策が現実的な基盤を持ちうるでしょう。地理的・歴史的に見ても、日本ほど専守防衛に適している国家はないと思います。強大な海軍力と遠征力を保有し、かつ日本占領の意図を明確にする国以外、日本への侵攻を想定し得ない位置にあります。日本史の検証からも同じ結論が得られます。日本が反対に専守防衛を捨てて好戦的な国防政策をとったとき、悲惨な結末になったことも歴史は明らかにしています。

ならば専守防衛でテポドンの脅威を防げるか、と問う人がいるかもしれませんが、北朝鮮と日本の間に緊張関係があるのは確かだとしても、北朝鮮に日本占領の意図も能力もないことも明白です。攻撃を受ける可能性があるとするれば、アメリカと北朝鮮の戦争が再発し、日本が米軍の作戦発信基地になる、それ以外は皆無です。それを食い止めるのが安全保障政策であり、外交であり、可能性と現実性を混同して描くのは煽動政治以外の何者でもありません。虚像のテポドンにうろたえて専守防衛というわが身の丈にあった政策を捨てるのではなく、だからこそ自衛隊を構造的に非攻撃的な自衛力に転換させる、目に見える専守防衛として徹底させるほうが、現実的だろうと思います。それは日本の地理と歴史、同時に近現代史の教訓にもかなった方策であろうと思います。

米軍が駐留する 限り「専守防衛」に はなれない



非難で迎えられた有事三法

今年6月6日、日本の国会で成立した有事三法は近隣諸国からの、鋭い批判によって迎えられました。6月6日の新華社通信は、「専守防衛政策の堅持が日本の長期的利益となり、アジア太平洋地域の安定と平和に利する」という副報道局長の談話を発表。また新華社の解説記事はより強い調子で、「事実上の戦時立法であり、平和憲法の精神に背いた」と批判しました。一方、韓国の与党千年民主党は「憤怒と驚愕を禁じ得ない。日本は周辺国を侵略し多大な歴史を過去の歴史を完全

に解決していない状況で、再び周辺国を刺激している」と非難しました。韓国の野党・ハンナラ党が「専守防衛の枠が廃棄され<国家総動員令>が可能になる事実上の<戦争準備法>というしかない」と指摘しました。有事三法という日本の新しい法的枠組みは、「一国の安全保障は他国の安全保障を損ねないやり方で達成されなければならない」と言う国連憲章の原則に反するものとして、周辺諸国から拒絶されたのです。近隣諸国が、警戒と非難の根拠として「専守防衛の放棄」をあげていることに注目すべきでしょう。実際、有事三法には、この原則は一切明記されていません。近隣諸国が、この事実の中に、日本が「攻撃的で能動的な防衛戦略」へと転進しようとする政治的意志を読み取ったとしても、それは十分に頷けることです。

「シナリオ」なき過剰戦力 = 自衛隊

日本の防衛計画は、現在そして近い未来に起こりうる、どのような「緊急事態のシナリオ」にも基礎をおいていません。そのかわりに「基盤的防衛力」という概念を基礎として軍事力の構成を含む防衛政策が立案されているのは、前田哲男さんが指摘したとおりです。前田さんが述べたように、「基盤的防衛力」は、冷戦下においては際限なき軍備

資料

専守防衛をめぐる 政府見解と 国会答弁

【定義】

わが国の防衛は、専守防衛を本旨とする。専守防衛の防衛力はわが国に対する侵略があった場合に国の固有の権利である自衛権の発動により、戦略守勢に徹し、わが国の独立と平和を守るためのものである。したがって防衛力の大きさおよびいかなる兵器で装備するかという防衛力の質、侵略に対処する場合、いかなる行動をするかという行動の対処等、すべて自衛の範囲に限られている。すなわち、専守防衛は憲法を守り、国土防衛に徹するという考え方である。(1970年・第1回「防衛白書」)

専守防衛とは、相手から攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その防衛力行使の態様も自衛のための必要最小限のものに限られるなど、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢をいうものです。(2003年版防衛白書)

【装備】

「他国に、侵略的な脅威を与える兵器は持てない」(1970年)

わが国の防衛力は、自衛のためのものであるから、その規模は自衛のため必要かつ相当のものでなければならない。それが具体的にいかなる程度の防衛力を意味するかは、その時の情勢、科学技術の発展等の諸条件によって一概にいえないが、いずれにしても他国に侵略的な脅威を与えるようなもの、例えば、B52のような長距離爆撃機、ICBM(大陸間弾道弾)等を保有することはできない。(1970年・第1回防衛白書)

「攻撃的な脅威を与える兵器は持てない」(1976年)

わが国の防衛力は、防衛に徹する専守防衛のものでなければならない。これによって例えば、他国に攻撃的な脅威を与えるような長中距離弾道弾(ICBM、IRBM)、攻撃型航空母艦、長距離爆撃機等の保有や武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領域に派遣するいわゆる海外派兵は、憲法上認められる自衛力の範囲を超えるものと考えられる。(1976年・第2回防衛白書)

「壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器は持てない」(1978年)

防衛力を構成する個々の兵器についても、常に専守防衛に必要範囲内において選定し、採用することとされておりしたがって、性能上専ら他国の国土の潰滅的破壊のためにのみ用いられる兵器 - その例として従来からICBM、長距離爆撃機などが挙げられている - はいかなる場合にもこれを保有することができない。(1978年版防衛白書)

【地理と状況】

専守防衛ないし専守防衛というの、防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することなく、もっぱらわが国土及びその周辺において防衛を行うということでございまして、これはわが国防衛の基本的な方針であり、これを変えるということは全くありません。(1972年10月31日衆議院本会議・田中角栄内閣総理大臣)

わが国が自衛権の行使としてわが国を防御するため必要最小限度の実力を行使することのできる地理的範囲は、必ずしもわが国の領土、領海、領空に限られるものではないことについては、政府が従来から一貫して明らかにしているところであるが、それが、具体的にどこまで及ぶかは個々の状況に応じて異なるので、一概にいえない。(1981年4月17日・榊崎弥之助議員に対する政府答弁書)

(前略)たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法律的には自衛の範囲に含まれ、可能であるといふべきものと思います。(1956年2月29日内閣委員会・船田中防衛庁長官)

(前略)座して死を待つわけにはいかぬと、はっきりと侵略の意図がある。組織的、計画的意図がある。それをまず日本国民が被害を受けるまで、それがわかっていながら何もしないわけにはいかぬだろうと(後略)(2003年5月20日武力事態特別委・小泉純一郎内閣総理大臣)

拡張に歯止めをかける「キャップ」として機能していたかもしれません。しかし、冷戦終結後の時代状況の中では、それは現状固定化の道具とされ、軍縮議論をさまたげ、結果自衛隊の過剰戦力を合理化しています。「武力攻撃事態法」の条文から読み取ることのできるシナリオは、「敵の大部隊が日本に上陸し、国土が戦場になる」というものです。しかし、今日の東北アジアの状況から見て、そのようなカストロフは非現実的であると誰もが考えています。

最大の問題は在日米軍

専守防衛の観点から日本の防衛政策を評価するとき、むしろ問題となるのは、在日米軍の存在です。在日米軍は、日本の防衛を超えた、超地域的な任務をおびた太平洋軍の一部です。1995年に米国防総省が作成した「日米安全保障関係に関する報告書」はこれらの部隊と在日米軍基地の役割を次のように描いています。「日本国内の陸・海・空軍及び海兵隊基地は、アジア太平洋における米国防衛の最前線を支えている。これらの軍隊は、ペルシャ湾にまで至る広大な範囲の局地的、地域的、さらには超地域的な緊急事態に備えている」。在日米軍は、他国の攻撃能力を圧倒的に上回る、重武装の

攻撃的機動部隊として日本に駐留しています。事実、湾岸戦争やアフガン戦争、イラク戦争には横須賀の空母機動部隊が出撃しました。それだけでなく、空母機動部隊をエスコートし燃料補給の任務を果たすために、日本の海上自衛隊のタンカーや護衛艦が行動をとるにしました。在日米軍は、それ自身が専守防衛と対極にある攻撃的軍隊であると同時に、自衛隊を専守防衛の枠組みの外へと引きずり出す作用を果たしているのです。

自衛隊縮小と米軍駐留の削減が課題

自衛隊の戦力構成は量的には過大であるものの、本能的には専守防衛志向の受動的な防衛体制のためにデザインされています。しかし、在日米軍の機動性の高い攻撃的戦力と一体となった時、攻撃的な戦力に変わってしまう。だから、日本の防衛政策を真正な意味での専守防衛へと転換するためには、過剰戦力の縮小を柱とする自衛隊の再編と、在日米軍の前方配備の縮小・廃止という二つのプロセスが必要になります。この包括的軍縮プロセスは、核兵器の北東アジアからの撤去プロセスと、位相をそろえて進める必要があります。北東アジアの「非核地帯化」と「専守防衛地帯化」は、ひとつの頂点を目指す二つの登山道なのです。

日誌

2003. 11. 6 ~ 12. 5

作成：中原聖乃、中村桂子

11月6日 北朝鮮外務省スポークスマン、KEDO非公式理事会による軽水炉一時停止の合意を受け、米国とKEDOに対し損失の補償を要求。

11月7日 CIAが議会で提出した質問回答書の中で、「北朝鮮が核爆発実験を行わずに1個から2個の核兵器を生産した」との見方を示すと明らかに、共同通信。

11月9日付 防衛庁、8日までに、イラクへ派遣予定のC130輸送機に対ミサイル装備などテロ攻撃に備えた改修工事を開始。

11月9日 第43回衆院議員選挙投票。

11月10日 イランIAEA駐在代表、エルバラダイ事務局長に対し、ウランの濃縮プロセスを11日から停止と伝達。

11月12日 イランが70年代から核物質を用いたウラン転換・濃縮など多数の実験を未申告のまま進めていたことがIAEA報告書で明らかに。

11月13日 米空母「キティホーク」の新たな艦載機として、F14戦闘攻撃機に代わる新鋭機「FA18Fスーパーホーネット」4機が、厚木基地に到着。

11月14日 小泉首相、来日したラムズフェルド米国防長官と会談。日本の貢献について「日本としてできるだけことをやる」。

11月15日 川口外相、石破防衛庁長官、ラムズフェルド米国防長官と相次いで会談。

11月18日付 北朝鮮への「安全の保証」で、中国が米国に対し、米の不可侵表明の上、残る4カ国が「証人」として文書調印に加わる方式を提案していたことが明らかに。

11月21日 KEDO、北朝鮮・琴湖地区で進めてきた軽水炉建設を12月1日から1年間一時的に停止することを正式に発表。

CIA = 米中央情報局 / IAEA = 国際原子力機関 / KEDO = 朝鮮半島エネルギー開発機構 / NATO = 北大西洋条約機構 / PCB = ポリ塩化ビフェニール / SACO = 沖縄に関する特別行動委員会 / WB = ホワイトビーチ

11月21日 政府、日本が武力攻撃を受けた有事の際の住民避難などの仕組みを定めた国民保護法案の要旨を了承。

11月21日 長島逗子市長、山中防衛施設庁長官に対し池子米軍住宅地区の横浜市域への住宅追加建設計画の白紙撤回をあらためて要求。

11月22日 米大統領、04会計年度米国防建設歳出法に署名、同法は成立。(本号参照)

11月22日 第2回「核兵器廃絶・地球市民集会ナガサキ」、長崎市で開幕。24日、「長崎アピール2003」を採択し閉会。

11月24日 ブッシュ米大統領、小型核の研究開発を禁じた「スプラウト・ファース条項」の廃止など盛り込んだ04会計年度国防認可法に署名、同法は成立。(本号参照)

11月25日 ブッシュ米大統領、国内外に展開の米軍部隊や基地の見直しに向け、12月上旬から日本、韓国やNATO諸国など同盟国と本格的協議に臨むとの声明を発表。(本号参照)

11月26日 ロシア国軍のバルエフスキー参謀第一次長、米国の小型核解禁を受け、「ロシアは戦略核兵力の開発を修正する必要がある」。

11月26日 IAEA定例理事会、イランの協力を歓迎はするものの、過去の未申告のウラン濃縮やプルトニウム抽出を強く非難する決議を全会一致で採択。

11月29日 宇宙航空開発機構、北朝鮮の軍事拠点などを偵察する情報収集衛星2基を積んだH2Aロケット6号機の種子島宇宙センターからの打ち上げに失敗。

12月1日 ブッシュ米大統領、「強力地中貫通型核」の研究予算など盛り込んだエネルギー省関連歳出法案に署名、成立。

11月30日 イラク北部ティクリット近郊で、日本人外交官2人が殺害される。

12月3日 フェイス米国防次官、ワシントン市内の講演で、東アジアの米軍体制に関し「数はもはや米国の関与を示す目安ではなくなった」。

12月3日 中国政府、核やミサイル技術などの管理体制を強調した、初めての「大量破壊兵器拡散防止白書」を発表。

沖縄

11月6日 米海軍パールハーバー基地所属の原潜コロンブス、勝連町WBに寄港。同日、出港。

11月6日 米海軍の新型ソナー問題で、外務省が米側に要請していた日米両政府の第1回協議が開催される。

11月7日 新垣知事公室長、県議会決算特別委で、基地監視カメラ設置の必要性について「国が取り組むべき」と発言。

11月12日 嘉手納基地で、着陸した米空母キティホーク所属の対潜作戦機S3から燃料とみられる液体の漏れが目撃される。

11月13日 那覇防衛施設局、キャンプ桑江北側跡地の土壌調査の結果を発表。基準値超の特定有害物質等が検出されたことが判明。

11月13日 日米合同委員会、SACO最終報告に盛り込まれた瀬名波通信基地の返還について、移設先のトリイ基地内の工事実施に合意。

11月13日 対潜作戦機S3、嘉手納基地で、機体の先端部分に給油用部品を装着したまま離陸したのが目撃される。

11月16日 来沖のラムズフェルド米国防長官、稲嶺知事と会談。知事は普天間基地の早期返還などを要請。

11月16日 米パールハーバー基地所属の攻撃型原潜サンタフェ、WBに寄港。同日、出港。

11月17日 普天間代替予定地調査を進める那覇防衛施設局、ボーイング地質調査と海象調査の海域使用のための公共用財産使用協議書を県に提出。

18ページ下段へつづく → ◆

自衛隊をイラクに行かせてはならない

田巻一彦
ピースデポ副代表



「働き盛りで家族を残したまま、非道に斃れた奥大使と井ノ上書記官の尊い犠牲を忘れることはできません。イラクの復興とイラクの人々に対する支援を、国際社会とともに進めていこうではありませんか。そのことが世界の平和と安定につながることになるのです。」12月9日、小泉首相は「イラク特措法に基づく対応措置に関する基本計画」発表にあたっての談話をこのように結んだ

今、「死者を忘れない」という首相の言葉は、「死者につづけ」という号令のようにさえ聞こえる。言うまでもなく、自衛隊派遣は復興支援の要請から引き出される唯一の答えではない。政府の「基本計画」にも「イラク復興支援職員」として文民の派遣が盛り込まれている。平和憲法を持つ日本であるならば、占領軍と一線を画した文民を中心とした支援活動を、どの国よりも先ずみやかに、力強く推進するべきであった。しかし、肝心の「どのような支援か」という議論はどこかに消え、米軍からの要請を受けた「自衛隊派遣」から議論が始まっている現状は、「理念不在の外交」といわずして「外交それ自体

の不在」とよぶべきものだ。

このような現状を、誰よりも先憂えているのは、自衛官とその家族だろう。自衛官から聞こえる声の多くは「任務だから、命令だから仕方がない。でも...」というものだ。私たちに求められているのは、この「でも...」のあとにつづく万感に思いを馳せ、少しでも分かち合うことだろうと思う。

この夏、横須賀で市民団体が行った自衛官アンケート(官舎2500戸への戸別

配布と郵便による回答)には、21通の回答がありうち75%が有事法制やイラク特措法の制定過程で、自衛官の気持ちも考慮されていないと答えた。横須賀の友人たちは、自衛官に向かって「イラクに行くな!」ではなく「行かないください」と呼びかけるといっている。私の気持ちも、それにぴったりと重なる。護憲運動の攻防線が今、私たちを乗り越えて、自衛官と家族の体と心の中を引き裂いて走っているのだから。

自衛隊のイラク派遣は、どうしても止めなければならない。

派遣予定の部隊が駐屯する地域では、反対運動や「自衛官ホットライン」がたびたび立ち上がった。神奈川の市民団体「すべての基地に<ノー>を・ファイト神奈川」は、派遣反対の意志を伝えるため、陸上自衛隊北部方面総監あてのハガキを送る運動をよびかけている。ハガキは1枚30円。これに切手をはって各自が投函する。

連絡先は、TEL/FAX 046-825-0157 非核市民宣言運動ヨコスカ。

◆◀ 17ページ日誌からつづ

11月18日 嘉手納基地所属のKC135空中給油機、同基地で緊急着陸。

11月20日付 在日米軍、金武町キャンプ・ハンセン内「レンジ4」に陸軍特殊部隊が使用する都市型戦闘訓練施設を建設すると19日までに日本政府に伝達。

11月20日 那覇防衛施設局、空自恩納分屯基地に保管のPCB含有汚泥処理で、恩納村に処理施設の建設計画を正式に説明。協力求める。

11月21日付 都市型戦闘訓練施設建設に伴い、現在レンジ4で実施のロケット砲等の実弾射撃訓練が、キャンプ・シュワブにも分散されると明らかに。

11月24日付 米兵容疑者の取り扱いをめぐる日米両政府の協議で、現行犯逮捕の取り調べにも米側が立会いを求めていると23日明らかに。

11月26日 志喜屋恩納村長、空自恩納分屯基地に保管のPCB含有汚泥処理問題で、「安全性が確認されれば受け入れる」と発言。

11月26日 稲嶺知事、キャンプ・ハンセン内の射撃場レンジ4に建設される陸軍の都市型戦闘訓練施設の建設に反対を正式表明。

11月27日 最高裁、改定米軍用地特措法は違憲として県内の地主8人が国に損害賠償などを求めた訴訟で、上告棄却の判決。

12月1日 比嘉副知事、政府主催の全国都道府県知事会議で、在外米軍再編に触れ、基地問

題の解決に向けた政府の取り組みを強く要望。

12月2日 普天間飛行場の5年ないし7年以内の返還など県内米軍基地11ヶ所の返還に合意したSACO最終報告から満7年。

12月3日 県、海自が鳥島射撃場で計画中の次期哨戒ヘリコプターのミサイル発射試験に「基地の固定化につながる」など反対を表明。

今号の略語

ANZAS = オーストラリア・ニュージーランド・米国の三国軍事同盟
BRAC = 基地閉鎖・再編
EEZ = 排他的経済水域
ICBM = 大陸間弾道ミサイル
ICOC = 弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範

MPI = 中堅国家構想
MTCR = ミサイル関連技術管理体制
NATO = 北大西洋条約機構
NPT = 核不拡散条約
QDR = 四年期国防見直し
RAM = 軍事における革命
SEATO = 東南アジア条約機構
SLV = 宇宙打ち上げ機

ピースデポの会員になって下さい。

新サービスとして『モニター』電子版のメール配信を開始しました。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。また、従来どおり紙でも受取れます。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報の利用等に優遇されます。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、大澤一枝、黒崎輝、田巻一彦、津留佐和子、中村和子、梅林宏道